

3 類型3) NF 等の具体的業務運営に問題がある場合 ～内部ルール

違反

<事例>

あるNFの選手選考委員会は、国際大会の出場者として、春の大会で2位に入賞し、秋の大会で優勝した選手ではなく、春の大会のみに参加して優勝した別の選手を指定した(なお、選考基準は選手に知らされていません)。代表から漏れた選手はこの結果に納得がいかず、選考が不公正な方法で行われたのではないかと考えています。

選手選考委員会は、どのように選手選考を行うべきだったのでしょうか。

◆ 対応のポイント

選手選考委員会は、あらかじめ具体的な選考基準を定め、その内容を事前に選手らに周知する必要があります。上記事案では選考基準が知らされていない、という点については問題があったといえるでしょう。不選考の理由について選手から問合せがあれば、誠意をもってその説明に応じることも求められます。

また、選手が利用できる、選考に対する不服申立手続を整備することも必要でしょう。

◆ グッドガバナンスに基づく実践案

(1) 選考基準の設定 ～代表選手選考の重大性

オリンピックやアジア大会のような国際的な大会に出場することは選手にとっての夢であり、そのための代表選手選考は、選手のみならず、国民にとっても関心の高い事項となっています。また、国際大会への代表選考権限は NF に独占的に委ねられた権限であり、権威ある大会にどの選手を出場させるかという選択には、大きな意義と責任が伴います。選考が不正な方法で行われてしまうと、選手の意欲を削ぐだけでなく、選考を行った NF への信頼が低下し、そのスポーツの振興を損なうことにもなりかねません。

したがって、代表選手選考は、公平で透明性の高い方法によって公正に実施されることが不可欠です。

(2) 具体的かつ公平な選考基準の決定

代表選手の選考を委ねられた NF は、まず選考人数、選考期間、選考の方法、その他選考において考慮すべき要素(対象となる選手の資格や範囲、選考対象となる大会における成績・記録の指標等)を明確にした選考基準を定めることとなります。その際には、基準として掲げた要素が適切かどうか、選考方法に合理性があるかどうかを十分に検討し、必要に応じて弁護士等の第三者からも意見を求め、より公平かつ公正な選考基準となるよう配慮する必要があります。

点数制の競技やチーム競技等では、タイム等を競う他の競技と比べ、具体的な選考基準の設定が困難であるため、評価者の裁量が必然的に広がる傾向があります。このような競技であっても、選考における説明責任を果たすため、考慮すべき要素や考慮の方法を具体的に規定するなどして、偏った判断が行われる余地をできる限り排除することが求められます。

(3) 選考基準の周知

設定した選考基準は、あらかじめ配布するなどして選手やコーチ、監督等関係者に周知するとともに、基準に修正や変更があれば速やかに伝達し、選手やコーチ、監督等関係者の十分な理解を得る必要があります。その際には、選考基準を NF のウェブサイト上で公開することも考えられます。選考基準が事前に選手に知らされないと、代表選手選考に対する不信感や不満を招きかねません。

(4) 選考手続の広報

実際の選考手続では、評価の客観性を保つために、利害関係のない第三者を選考プロセスに関与させることも考えられます。公平な選考基準が設定されていても、その判断が NF 内部の一部有力者のみに委ねられていては、選考の客観性に疑いが生じかねないからです。また、不選考となった選手から問合せがあれば、誠意をもって選考理由を説明することも大切です。

選手選考が国民的な関心事項となっている現在、選考を委ねられた NF の説明責任もますます増大しています。選考結果の公表と同時に、選考手続や選考の理由について、広報を通じて積極的に説明を行うことも、このような説明責任の一内容といえます。

(5) 不服申立手続の設置

選考結果に関して紛争が生じたときのために、選考過程を見直すことのできるプロセスとしての不服申立手続を設けることが考えられます。このような手続を整備するには、NF 内部に関連規程を制定し、当該団体と利害関係のない第三者を関与させ、手続の客観性を保つなどの配慮をすることが重要です。

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

・92 ページ 「3 NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン（2）運営ルールの整備」

・125 ページ 「5 NF の紛争解決に関するフェアプレーガイドライン（1）紛争解決制度の構築」

・149 ページ 「6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン（1）ウェブサイト等による情報提供」